

京極町農業委員会総会議事録

(第7回令和6年3月28日)

京極町農業委員会

京極町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和6年3月28日 午後 1時30分から 2時00分

2. 開催場所 京極町役場 議員控室

3. 出席委員 (9 人)

1 番	酒井勇一
2 番	森 忠志
3 番	後藤尚浩
5 番	小山憲一
7 番	行天英宏
8 番	堅田 功
9 番	清本勝彦
10 番	粥川一也
11 番	船場 茂

4. 欠席委員 (2 人)

4 番	横川順行
6 番	熊谷 聡

5. 議事日程

第1	会議録署名委員の指名について
第2 報告第1号	総会諸報告について
第3 報告第2号	農地移動斡旋委員会の経過について
第4 議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について
第5 議案第2号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による 農用地利用集積計画の決定について
第6 議案第3号	農業委員会事務局職員の任免について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 菊地健太

会計年度任用職員 菅野 梓

7. 会議の概要

開会時間 午後 1時30分

船場会長

これより第7回京極町農業委員会総会を開会いたします。

非常に暖かく、雪融けが進んでいます。そろそろ仕事の準備で機械を出したりし始めるかと思いますが、気温が上がらないと農作業は進まないの、焦らず作業をして下さい。1年が始まりますが、今年こそはと期待をしています。本日も皆さんよろしくお願いいたします。

事務局長

本日、4番横川委員、6番熊谷委員は欠席の旨、連絡がありましたのでご報告いたします。

出席委員は11名中9名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

京極町農業委員会会議規則第5条により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は船場会長にお願いいたします。

議長

これより議事に入ります。まず日程第1の会議録署名委員及び会議書記の指名を行います。京極町農業委員会会議規則第16条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長

それでは、3番後藤委員、5番小山委員にお願いいたします。

なお、本日の会議書記には事務局の菅野氏を指名いたします。

以上で日程第1を終わります。

それでは、日程第2、報告第1号「総会諸報告について」、事務局より報告の朗読と説明をお願いいたします。

事務局長

【報告第1号、朗読】

それでは、日程第2、報告第1号、総会諸報告についてご報告いたします。

委員各位が関係している事案のみ報告させていただきます。

1、第6回京極町農業委員会総会を、令和6年2月22日に京極町役場議員控室にて開催しております。

2、農業経営基盤強化促進法第18条第3項調査を、2月26日に酒井委員、横川委員、事務局で確認しております。場所につきましては、〇〇〇〇氏所有地です。

3、京極町農業経営基盤強化促進事業推進委員会（幹旋委員会）を、2月28日に京極町役場町民室で開催しております。内容については、申出者、〇〇〇〇氏、相手方、〇〇〇〇氏。調査員については、森委員、後藤委員、事務局で対応しております。

4、農業経営基盤強化促進法第18条第3項調査を、2月28日に森委員、後藤委員、事務局で確認しております。場所につきましては、〇〇〇〇氏所有地です。

5、農地法第3条調査を、3月6日に行天委員、熊谷委員、事務局で確認しております。場所につきましては、〇〇〇〇氏所有地です。

7、農業経営基盤強化促進法第18条第3項調査を、3月8日に森委員、後藤委員、事務局で確認しております。場所につきましては、〇〇〇〇氏所有地です。

8、農業経営基盤強化促進法第18条第3項調査を、2月26日に行天委員、後藤委員、事務局で確認しております。場所につきましては、〇〇〇〇氏所有地です。

9、農業経営基盤強化促進法第18条第3項調査を、3月18日に熊谷委員、行天委員、事務局で確認しております。場所につきましては、〇〇〇〇氏所有地です。

10、北海道農業会議第96回総会が3月18日に札幌市の第二水産ビルで開催され、粥川会長職務代理者と私が出席しております。

11、同日、総会終了後、市町村農業委員会会長・事務局長会議が同ビルにて開催され、粥川会長職務代理者と私が出席しております。

12、同日、後志地方農業委員会連合会意見交換会が札幌ガーデンパレスで開催され、粥川会長職務代理者と私が出席しております。

報告第1号につきましては以上となります。

議 長

ただいまの報告について、何かご発言ございますか。

(発言なし)

議 長

よろしいですか。それでは、以上で報告第1号の「総会諸報告について」を終わります。

続いて、日程第3、報告第2号「農地移動斡旋委員会の経過について」、事務局より報告の朗読と説明をお願いいたします。

事務局長

【農地移動斡旋委員会の経過について、議案書朗読及び説明】

議案書1ページをご覧ください。日程第3、報告第2号、農地移動斡旋委員会の経過についてご報告いたします。

次のとおり農地の売買につき斡旋委員会を開催したので経過について報告するものとする。令和6年3月28日提出。京極町農業委員会会長船場茂。記。番号1。申出者、〇〇〇〇氏。相手方、〇〇〇〇氏。斡旋経過、別紙経過報告による。

なお、議案書2ページの斡旋委員会の経過については、委員長より報告をお願いいたします。

議 長

報告第2号、農地移動斡旋委員会の経過について、1番を森委員より、報告をお願いいたします。

森委員

【報告書朗読及び説明】

それでは、農地移動幹旋委員会の経過について報告いたします。

番号1について、幹旋年月日は、令和6年2月28日水曜日午前9時。開催場所は、京極町役場町民室。当事者は、申出者が、〇〇〇〇氏、相手方が、〇〇〇〇氏。申出農地面積は、字〇〇 〇〇番〇の畑で〇〇㎡。幹旋の成否は成立しております。幹旋の成立価額は、〇〇円で10アール当たり〇〇円。資金はステップアップローンです。

報告は以上です。

議 長

ただいまの報告について、何かご発言ございますか。

(発言なし)

議 長

よろしいですか。それでは、以上で報告第2号の「農地移動幹旋委員会の経過について」を終わります。

続いて、日程第4、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長

【議案書に基づいて許可申請の内容について朗読及び説明】

議案書3ページをご覧ください。日程第4、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてご審議願います。

別紙の者から農地等の使用貸借の設定をするための農地法第3条の規定による申請書の提出があったので、許可申請の可否について議決を求める。令和6年3月28日提出。京極町農業委員会会長船場茂。記。別紙のとおり。

今月の農地法第3条の許可申請は1件です。

それでは、議案書4ページをご覧ください。

番号1。貸主、倶知安町字〇〇、〇〇〇〇氏。借主、倶知安町字〇〇、〇〇〇〇氏。土地の表示。所在、字〇〇。地番、〇〇番。地目、公簿、現況ともに畑。地積、〇〇㎡外〇筆。合計〇筆で〇〇㎡。権利の区分、使用貸借。賃貸理由、経営移譲のため。土地の引き渡しの時期、農地法第3条の許可日。契約期間、10年間。借主の経営内容は記載のとおりです。

番号1について、議案書の5ページの農地法第3条調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすと考えます。また、議案書6ページには図面を添付しておりますので、ご確認願います。

議案第1号につきましては、以上となります。

議 長

只今の事務局の説明に関連して、番号1番を行天委員より、報告をお願いいたします。

行天委員 番号1番について、議案書5ページの調査書のとおり、3月6日に調査しました。経営移譲のため使用貸借するものであり、問題はないと思います。以上です。

議 長 これより、質疑に入ります。

(質問、意見なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。議案第1号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議案第1号は原案のとおり決定致しました。

それでは、日程第5、議案第2号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。森委員が関係している事案が含まれておりますので、農業委員会法第31条の規定に基づき議事参与の制限により、当該事案の審議開始から終了まで退席をお願いします。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 **【議案書に基づいて、個別の農用地利用集積計画の要請の内容を説明】**

議案書7ページをご覧ください。日程第5、議案第2号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてご審議願います。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、京極町から決定を求められた農用地利用集積計画について議決を求める。令和6年3月28日提出。京極町農業委員会会長船場茂。記。別紙のとおり。

今月の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による案件は、1議案6件となっており、所有権移転の計画が1件、新規の利用権設定の計画が4件、利用権の再設定の計画が1件です。

それでは、議案書8ページをご覧ください。

番号1。利用権の設定等を受ける者。京極町字〇〇、〇〇〇〇氏。利用権の設定等をする者。京極町字〇〇、〇〇〇〇氏。土地の表示。所在、字〇〇。地番、〇〇番。地目、公簿、現況ともに畑。地積、〇〇㎡外〇筆。合計〇筆で〇〇㎡。法律関係、賃貸借。利用権の設定等の種類。賃貸権の設定。利用権の期間。始期、令和6年3月29日。終期、令和16年3月28日。期日、令和6年3月29日。借賃、

〇〇円で10アール当たり〇〇円。支払方法、口座振込。貸付理由、経営規模縮小のため。

番号2。利用権の設定等を受ける者。京極町字〇〇、〇〇〇〇氏。利用権の設定等をする者。京極町字〇〇、〇〇〇〇氏。土地の表示。所在、字〇〇。地番、〇〇番〇。地目、公簿、現況ともに畑。地積、〇〇㎡。法律関係、売買。利用権の設定等の種類。所有権の移転。移転の時期、令和6年3月29日。対価の支払期限、令和6年6月30日。土地の引渡日、令和6年3月29日。対価、〇〇円で10アール当たり〇〇円。支払方法、口座振込。譲渡理由、農地を売買するため。

番号3。利用権の設定等を受ける者。京極町字〇〇、〇〇〇〇氏。利用権の設定等をする者。京極町字〇〇、〇〇〇〇氏。土地の表示。所在、字〇〇。地番、〇〇番〇。地目、公簿、田、現況、畑。地積、〇〇㎡外〇筆。合計〇筆で〇〇㎡。法律関係、賃貸借。利用権の設定等の種類。賃借権の設定。利用権の期間。始期、令和6年3月29日。終期、令和7年3月28日。期日、令和6年3月29日。借賃、〇〇円で10アール当たり〇〇円。支払方法、口座振込。貸付理由、離農のため。

番号4。利用権の設定等を受ける者。京極町字〇〇、〇〇〇〇氏。利用権の設定等をする者。京極町字〇〇、〇〇〇〇氏。土地の表示。所在、字〇〇。地番、〇〇番〇。地目、公簿、山林、現況、畑。地積、〇〇㎡外〇筆。合計〇筆で〇〇㎡。法律関係、賃貸借。利用権の設定等の種類。賃借権の設定。利用権の期間。始期、令和6年3月29日。終期、令和7年3月28日。期日、令和6年3月29日。借賃、〇〇円で10アール当たり〇〇円。支払方法、口座振込。貸付理由、離農のため。

番号5。利用権の設定等を受ける者。京極町字〇〇、有限会社〇〇。利用権の設定等をする者。京極町字〇〇、〇〇〇〇氏。土地の表示。所在、字〇〇。地番、〇〇番〇。地目、公簿、現況ともに畑。地積、〇〇㎡外〇筆。合計〇筆で〇〇㎡。法律関係、使用貸借。利用権の設定等の種類。使用貸借の設定。利用権の期間。始期、令和6年3月29日。終期、令和7年3月28日。期日、令和6年3月29日。貸付理由、離農のため。

番号1番から5番について、議案書11ページから15ページの調査書にあるとおり、計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。また、議案書17ページから20ページには図面を添付しておりますので、ご確認願います。

議 長

ただいまの説明に関連して、1番を酒井委員より、2番から4番を森委員より、5番を行天委員より、調査の結果ならびに補足説明をいたします。

最初に酒井委員お願いします。

酒井委員

番号1番について、議案書11ページの調査書のとおり、2月26日に調査しました。経営規模縮小のため、地区の認定農業者に賃貸するもので問題はないと思います。

	ます。 以上です。
議 長	続いて森委員お願いします。
森委員	番号２番について、議案書12ページの調査書のとおり、２月28日に調査しました。賃貸している譲受人に売買するもので問題はないと思います。 番号３番、４番について、議案書13ページ、14ページの調査書のとおり、３月8日に調査しました。離農のため、地区の認定農業者に賃貸するもので問題はないと思います。 以上です。
議 長	続いて行天委員お願いします。
行天委員	番号５番について、議案書15ページの調査書のとおり、３月18日に調査しました。離農のため、認定農業者に使用貸借するもので問題はないと思います。
議 長	これより、質疑に入ります。
小山委員	３番から５番の案件は、１年ずつの賃貸期間ですが、なぜですか。
事務局	所有者の意向で１年間となっています。
酒井委員	５番はなぜ使用貸借なんですか。
事務局	売買をする予定なので、その準備期間として使用貸借するという話を聞いております。
堅田委員	１番は条件の悪い農地だと聞きましたが、どのように悪いのですか。
酒井委員	小さく分かれていて、石があつたり、真四角でもない。賃貸人の家の裏でもあり、畑の出入りも大変であり良くないのでこのようになりました。
議 長	他に質疑ありますか。 (発言なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。番号１番から５番について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、番号 1 番から 5 番は、原案のとおり決定致しました。

それでは、森委員は退席をお願いします。(森委員退席)

番号 6 番について、事務局より説明をお願いします。

事務局長

【議案書に基づいて、個別の農用地利用集積計画の要請の内容を説明】

議案書10ページをご覧ください。

番号 6。利用権の設定等を受ける者。京極町字〇〇、〇〇〇〇氏。利用権の設定等をする者。京極町字〇〇、〇〇〇〇氏。土地の表示。所在、字〇〇。地番、〇〇番〇。地目、公簿、原野、現況、畑。地積、〇〇㎡外〇筆。合計〇筆で〇〇㎡。法律関係、賃貸借。利用権の設定等の種類。賃借権の設定。利用権の期間。始期、令和 6 年 3 月 29 日。終期、令和 7 年 3 月 28 日。期日、令和 6 年 3 月 29 日。借賃、〇〇円で10アール当たり〇〇円。支払方法、口座振込。貸付理由、賃貸借契約更新のため。

番号 6 番について、16ページの調査書にあるとおり、計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。また、議案書19ページに図面を添付しておりますので、ご確認願います。

番号 6 番につきましては、以上となります。

議 長

ただいまの説明に関連して、6 番を行天委員より、調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。

行天委員

番号 6 番について、議案書16ページの調査書のとおり、3 月 8 日に調査しました。賃貸借契約の更新をするもので問題はないと思います。

以上です。

議 長

ありがとうございました。これより、質疑に入ります。

(発言なし)

議 長

よろしいですか。それでは採決いたします。番号 6 番について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、番号 6 番は、原案のとおり決定致しました。(森委員着席)

続いて、日程第 6、議案第 3 号「農業委員会事務局職員の任免について」を議題といたします。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長

【議案書に基づいて議事の内容を説明】

議案書21ページをご覧ください。日程第 6、議案第 3 号、農業委員会事務局職員の任免についてご審議願います。

農業委員会等に関する法律第26条第 3 項の規定に基づき、次の通り農業委員会事務局職員の任免について議決を求める。令和 6 年 3 月 28 日提出。京極町農業委員会会長船場茂。記。1、解職。事務局長を解く。菊地健太。発令年月日、令和 6 年 3 月 31 日。任命。事務局長を命ずる。菊地史博。農地係長を命ずる。小貫将仁。発令年月日。令和 6 年 4 月 1 日。

議案第 3 号につきましては、以上となります。

議 長

ありがとうございました。これより質疑に入ります。

(発言なし)

議 長

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第 3 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第 3 号については原案のとおり決定いたしました。

以上で、本日の報告、議案の審議はすべて終了いたしました。

この際、その他の件について、委員から発言がある方は挙手をお願いいたします。

(発言なし)

よろしいですか。それでは以上をもちまして、第 7 回京極町農業委員会総会を閉会いたします。

閉会時間 午後 2 時 0 0 分

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

会 長

議事録署名員

議事録署名員

次回の総会の日程について、予定 4月25日（木）午後 1時30分